

# 老人保健施設

# シルバーポートつかばら

～ご利用案内～



社会医療法人 恵仁会  
老人保健施設シルバーポートつかばら

長野県佐久市塚原 1894-1  
TEL 0267-64-1691

◇◇ 介護老人保健施設 “シルバーポートつかばら” ご案内 ◇◇

(2026年6月1日現在)

施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	老人保健施設シルバーポートつかばら
開設年月日	1996年(平成8年)4月1日
所在地	長野県 佐久市 塚原 1894 番地 1
電話番号	0267-64-1691
FAX番号	0267-66-1719
管理者名	社会医療法人 恵仁会 理事長 黒澤 一也 シルバーポートつかばら 施設長 桑原 一朗
介護保険指定番号	介護老人保健施設 (2051780035号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護・リハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるように支援し、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように、また短期入所療養介護や通所リハビリテーションといった居宅サービスを合わせて提供することにより、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、という在宅ケアを支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には療養環境の調整などの退所時の支援も行います。

この目的に沿って、当施設では以下のような施設理念を定め、明るく家庭的な雰囲気のもと、常に利用者の立場に立った運営を心がけています。

老人保健施設シルバーポートつかばら 理念

～ 地域の皆様の生活を尊重し

地域の皆様に信頼され

地域の皆様に安心いただける サービス提供を目指します ～

(3) 介護老人保健施設の対象者

年齢65歳以上で、要介護認定における介護度が1～5の認定を受けられた方。または、年齢40～64歳で初老期の認知症、脳血管疾患などの老化に起因する16のご病気(特定疾病)によって、要介護1～5の認定を受けられている方が対象となります。(但し、入院治療の必要のない状態の方に限ります)

(短期入所療養介護・通所リハビリテーションにおいては、“要支援”の方も対象となります)

利用に関しては、施設入退所委員会に於いて判定の上、決定させていただきます。

#### (4) 施設の職員体制

医 師	1名以上	(常勤換算 0.9名以上)(入所・通所含む)
薬 剤 師	1名	(常勤換算 0.23名以上)
看 護 職 員	8名以上	(常勤)
介 護 職 員	20名以上	(常勤)
作 業 療 法 士	1名以上	(常勤)
理 学 療 法 士	1名以上	(常勤)
言 語 聴 覚 士	1名以上	(非常勤)
管 理 栄 養 士	1名以上	(常勤)
支 援 相 談 員	2名以上	(入所・通所含む)
(介護支援専門員)	常 勤	1名以上
事 務 職 員	常 勤	3名以上
そ の 他 職 員	非 常 勤	1名以上

#### (5) 入所定員

3階 50名	2階 20名(認知症専門棟)	合計 70名
3階:	個室 4室 2人室 13室	3人室 4室 4人室 2室
2階:	個室 4室 2人室 4室	4人室 2室
通所リハビリテーション定員 40名		

### サービス内容

- ◆ サービス利用の説明にあたり、利用希望の方の介護保険証を確認させていただきます。
- ◆ サービス利用の申請にあたり、利用者の病状・身体状況等確認の上、申込みに必要となる施設所定の用紙の記載・提出をいただき、施設利用判定会議にて検討の上、利用決定させていただきます。

#### ① 施設サービス計画の立案

介護老人保健施設では、どのようなケアサービスを提供すれば住み慣れたご家庭での生活が可能な状態になるかという施設サービス計画、またご家庭での生活を継続していただけるためにどのようなケア、リハビリを提供していくかという短期入所療養介護計画に基づいて提供されます。この計画は、施設サービス計画作成担当者である介護支援専門員が中心となり、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人及び扶養者の方のご希望を十分に取り入れ、計画の内容については同意をいただくようになります。また、計画書は交付いたします。

#### ② 食 事

食事は原則として2階・3階の食堂でお取りいただきます。  
当施設は、管理栄養士の栄養管理の下、食事提供を行います。

- ・ 朝 食： 7時30分から
- ・ 昼 食： 12時00分から
- ・ 夕 食： 18時00分から

#### ③ 入 浴

一般浴槽・特殊浴槽にて対応いたします。入所利用者には、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状況に応じて清拭となる場合があります。

#### ④ 医学的管理・看護

介護老人保健施設は、入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして必要な医療・看護を行います。

#### ⑤ 介護

ご利用者個々の生活状況に合わせ、施設サービス計画に基づいて実施いたします。

#### ⑥ リハビリテーション

原則として、医師の指示を受けた理学・作業療法士、言語聴覚士により行いますが、理学・作業療法士による身体動作機能の評価のもと、ご利用者の施設内におけるすべての活動が、機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものとなります。

#### ⑦ 相談援助サービス

施設には支援相談の専門職種として、支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。また、要望や苦情なども支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

#### ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

管理栄養士が中心となり、心身の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供いたします。

#### ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供

#### ⑩ 理美容サービス

当施設では理美容に関して、美容師の方に有償ボランティアとしてお願いしています。

「利用料金表」にて料金をご確認の上、所定の申込用紙をご記入いただき、2階・3階のサービスステーションにお申し出ください。

#### ⑪ 行政手続きの代行

#### ⑫ その他

※ これらのサービスの中には、基本料金とは別に、ご利用者から利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 協力医療機関

当施設では、併設診療所に加え、病院・歯科診療所に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変したような場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関： 社会医療法人恵仁会 くろさわ病院  
佐久市中込1丁目17番地

協力歯科医療機関： なかむら歯科  
佐久市岩村田 1929 番地1

また、当施設での対応が困難となり、専門的な対応が必要となった場合には、責任をもって、他医療機関を紹介いたします。

## 非常災害対策

防災訓練 年2回以上実施

防災設備 スプリンクラー設備： 全館

屋内消火栓： 全7か所

消火器： 全19本

その他： 自動火災報知設備、誘導灯等

## 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の“営利行為”“宗教の勧誘”“特定の政治活動”は禁止いたします。

## 施設利用にあたっての留意事項

- ① 原則として、衣類等の洗濯に関しては、ご利用者をお願いしております。洗濯物は2階洗濯室の所定の場所に置きますので、ご家庭にて洗濯の後、療養室へお持ちください。  
また、諸事情により選択が困難な場合はご相談ください。
- ② 居室内の整理のため、持ち物は最小限にしてください。お持ちいただく衣類等には、必ずご記名をお願いいたします。  
持ち物については添付の「入所に必要な持ち物」にてご確認ください。  
なお、金銭・貴重品(ネックレス、指輪など)の紛失・破損等の責任は原則として負うことができませんので、持ち込みはできる限りご遠慮ください。  
また、補聴器、眼鏡、義歯などにつきましては、原則としてご自身及びご家族での管理をお願いし、紛失・破損等において施設として責任を負いません。ご自身及びご家族での管理が難しい場合は事前にご相談ください。
- ③ 面会時間は特に規定しておりませんが、施設玄関の解錠は午前6時00分、施錠は午後9時00分となっております。(施設内で感染症等のまん延またはその恐れがある場合には制限させていただきます)
- ④ 外出・外泊は所定の用紙をご提出いただき、施設長、施設医の許可を得たうえでお願いいたします。在宅復帰に向け、外出・外泊の機会をおつくり下さい。
- ⑤ 当施設は、管理栄養士による食事管理を行っておりますので、ご利用者への食べ物の差し入れ等をご遠慮ください。
- ⑥ 飲酒・喫煙に関しては、病態に照らし施設医の許可が必要となります。なお、お持ちいただいた酒類・たばこは、サービスステーションにて管理させていただきます。
- ⑦ 外泊中の医療機関への受診については、施設への届出と施設医の許可を受けた上でお願いいたします。(外泊中であっても『施設による医学的な管理のもと』であることに変わりはありません。また受診医療機関へは必要な情報提供を行います。
- ⑧ ご家族の皆様には、入院中に介護技術を身につけられるようお勧めいたします。  
また、家族会・介護教室等も開催いたしますので、お気軽にご参加ください。
- ⑨ 職員への金品等のお心遣いは固くお断りいたします。

## その他

ご不明な点等につきましては、お気軽にお問い合わせください。

### ◇ 併設施設・その他のサービスのご案内 ◇

- つかばらクリニック            介護保険指定番号：2011717200  
(居宅療養管理指導・訪問看護・訪問リハビリテーション)
- ケイジンサテライト訪問看護ステーション塚原  
(訪問看護)                            介護保険指定番号：2061790016
- シルバーハウス塚原            介護保険指定番号：2071700237  
(認知症対応型共同生活介護)

# 老人保健施設シルバーポートつかばら 利用者負担説明書

介護老人保健施設を利用されるご利用者の負担は、介護保険の給付にかかる通常 1 割から 3 割の自己負担分と、保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用、理美容代、特定の集団活動等で使用する材料費、診断書等の文書作成費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。（保険給付対象外の費用のうち、日常生活で通常必要となるものに係る費用（日常生活品費）、集団活動等で使用する材料費（教養娯楽費）は、利用者個人またはそのご家族等の選択により利用されるものであり、説明を受け了承の上、使用及び算定されるものです。）

なお、介護保険の保険給付の対象となるサービスは、利用を希望されるサービス（入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も各施設の設定となっています。当施設の利用者負担につきましては、利用料金表をご参照下さい。

介護保険には、大きく分けて、入所して介護保険を利用する施設サービスと在宅にて種々のサービスを受ける居宅サービスがありますが、それぞれ利用方法が異なります。施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、短期入所療養介護・通所リハビリテーションは居宅サービスであり、原則的に利用に際しては居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した後でなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、送迎・入浴といった加算対象のサービスも、居宅サービス計画に記載が無いと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅サービス計画上の記載の有無をご確認ください。

居宅サービス計画は、利用者本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所（居宅サービス計画を作成する専門機関）に作成を依頼することもできます。ご不明な点がございましたら、当施設の支援相談員にご相談ください。

# 入所に必要な持ち物

☆入所利用開始時にお持ちいただくもの（確認後返却するもの、入所中お預かりするものがあります）

- 介護保険証・医療保険証（75歳以上の方は後期高齢者医療被保険者証）
- 利用者負担第1～第3段階の方 → 介護保険負担限度額認定証
- 使用口座番号（あるいは通帳）・通帳印（利用料口座振替手続きの場合に必要です）
- 短期入所療養介護利用の方 → サービス利用票、連絡帳（お持ちの方）

品名	必要数	備考
バケツ（ふた付）	1	洗濯物入れとして使用します。（25ℓ程度のもの）
日中着（上下）	5	療養者の状態、ご家族の面会の頻度等を考慮し、必要数をご用意下さい。
寝衣（週1回洗）	2	
肌着	5	
くつした	5	
タオル（小）	5	入浴・洗顔等に使用します。
バスタオル	5	
靴		転倒防止・車イス使用時のケガの予防のため、施設内は靴を使用しますので、軽くはきやすいものをご用意下さい。必要な方にはリハビリシューズをお勧めします。 ※清潔を保つため、時折洗濯をお願い致します。
体位交換用枕		自分で寝返りの出来ない方のみをご用意下さい。
マスク	1箱	サージカルマスク等の使い捨ての物をご用意下さい。
歯ブラシ	2本	
コップ	1個	プラスチック等の割れない物をご用意下さい。
ポリデント	1箱	義歯使用者のみをご用意下さい。
電気カミソリ		男性の方のみをご用意下さい。
古タオル	10枚程度	ご協力いただける方に提出をお願いしています。 排泄時の陰部の清拭、トイレ便座の清掃など様々な用途で使用します。

## ◎服用中の薬のある方

『服用している薬』と『薬剤情報書』（院内・院外を問わず）薬局から発行される処方された薬の説明書

◎ご用意いただいた全ての物に記名をお願い致します。（記名の無い場合、紛失等には責任を負いかねます）  
また、洗濯等の繰り返しで文字が薄くなった場合は再度記名をお願い致します。  
※ 分かりやすいように、大きめにご記入ください。

- 私物は必要数をご用意いただき、過不足のないようお願い致します。
- ベッド周囲、私物等の整理整頓をお願い致します。
- 居宅において使い慣れた福祉用具等で、施設入所中もご使用になるものがあればお持ち下さい。
- 短期入所療養介護利用の方は、入所利用日数を考慮し必要枚数をご用意下さい。

# 入所利用料金表

## 【1】保険給付の自己負担額

### \* 施設サービス費

介護保険制度では要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

以下は1日あたりの自己負担分(1割)です。尚、一定以上所得のある方は2割または3割負担となりますので負担割合証をご確認いただき、ご提示をお願いします。

要介護度	【基本型】		【在宅強化型】	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要介護1	717円	793円	788円	871円
要介護2	763円	843円	863円	947円
要介護3	828円	908円	928円	1,014円
要介護4	883円	961円	985円	1,072円
要介護5	932円	1,012円	1,040円	1,125円

## ◆ 各種加算料金

夜勤職員配置加算	24円/日	施設基準に適合して、夜勤を行う介護職員・看護職員を配置している施設に加算
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	258円/回	入所日から3ヵ月以内の期間に集中的なりハビリテーションを行った場合(厚生労働省に情報を提供)
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	200円/回	入所日から3ヵ月以内の期間に集中的なりハビリテーションを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	240円/回	認知症の方に対し、入所日から3ヵ月以内の期間に集中的なりハビリテーションを行った場合(居宅等を訪問した場合)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	120円/回	認知症の方に対し、入所日から3ヵ月以内の期間に集中的なりハビリテーションを行った場合
認知症ケア加算	76円/日	日常生活に支障を来すような症状・行動等があり、認知症専門等での介護が必要であると医師が判断した場合
若年性認知症入所者受入加算	120円/日	若年性認知症入所者を受入れ、ご本人の特性や希望を踏まえた介護サービスを提供した場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ・Ⅱ	51円/日	在宅復帰に向け、厚生労働省の定める在宅復帰・在宅療養支援等指標その他要件を施設側が満たした場合
外泊時費用 外泊時費用(在宅サービス利用)	362円/日 800円/日	外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり、外泊扱いになりません
初期加算Ⅰ	60円/日	急性期医療機関の一般病棟入院後30日以内に退院し、老健に入所した場合(30日間に限り算定)
初期加算Ⅱ	30円/日	入所した日から30日間に限り算定
再入所時栄養連携加算	200円/回	当施設の管理栄養士と入院中の医療機関の管理栄養士が相談の上、栄養ケア計画を作成した場合、入所時に算定
入所前後訪問指導加算Ⅰ	450円/回	入所予定日前後ご利用者宅を訪問し、退所に向けた施設サービス計画や診療方針を決定した場合
入所前後訪問指導加算Ⅱ	480円/回	入所前後訪問指導加算Ⅰの内容に加え、具体的な改善目標を定め、退所後の支援計画を策定した場合

試行的退所時指導加算	400 円/回	試行的に退所する場合、ご利用者及びご家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合
退所時情報提供加算Ⅰ	500 円/回	退所後の主治医または他の社会福祉施設等に対して、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合
退所時情報提供加算Ⅱ	250 円/回	医療機関へ退所時、心身の状況等の提供を行った場合
入退所前連携加算Ⅰ	600 円/回	入所前後に、居宅介護支援事業者に必要な情報を提供し、退所後の居宅サービス利用等の調整を行った場合
入退所前連携加算Ⅱ	400 円/回	入退所前連携加算Ⅰの要件に加え、居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス利用等の利用方針を定めた場合
退所時栄養連携加算	70 円/回	管理栄養士が、退所先の医療機関に対して、栄養管理に関する情報を提供した場合（厚生労働省に情報を提供）
訪問看護指示加算	300 円/回	訪問看護の利用が必要と医師が認め、訪問看護ステーションに対して、訪問看護指示書を交付した場合
ターミナルケア加算 死亡日 45～31 日前 死亡日 30～4 日前 死亡日 3～1 日前 死亡日	72 円/日 160 円/日 910 円/日 1,900 円/日	医師が医学的知見に基づき回復の見込が見えないと診断し、ご利用者又はご家族等の同意を得て、ターミナルケア計画が作成され、医師、看護師、支援員、介護職員等が協働して、随時説明を行い、同意を得てターミナルケアを行った場合
療養食加算	6 円/食	疾病治療の直接手段として、医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合
栄養マネジメント強化加算	11 円/日	多職種で共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を行い、調整をしている場合（厚生労働省に情報を提供）
経口移行加算	28 円/日	経口摂取を進めるために、多職種共同で経口移行計画を作成し、管理栄養士等による栄養管理等が行われた場合
経口維持加算Ⅰ	400 円/月	誤嚥が認められるご利用者について、多職種が共同で経口維持計画を作成し、特別な管理を行った場合
経口維持加算Ⅱ	100 円/月	経口維持加算Ⅰを算定しているご利用者が、食事摂取を支援するための会議等に、医師、歯科医師等が参加した場合
口腔衛生管理加算Ⅰ	90 円/月	歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行い、介護職員へ指導等を行い、相談等に対応した場合
口腔衛生管理加算Ⅱ	110 円/月	歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行い、介護職員へ指導等を行い、相談等に対応した場合（厚生労働省へ情報提供）
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ（イ）	140 円/回	入所前の主治医と連携し、服用薬剤の総合的な評価等を行い、退所時その変更の経緯等の情報提供を行った場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ（ロ）	70 円/回	施設において、服用薬剤の総合的な評価・指導を行い、退所時にその変更の経緯等の情報提供を行った場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	240 円/回	（Ⅰ）イ又はロを算定している施設が、入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、その情報を活用した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	100 円/回	（Ⅱ）を算定している施設医と、かかりつけ医が共同し評価調整を行い、処方されていた薬剤を1種類以上減少させた場合
緊急時治療加算	518 円/日	ご利用者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要な場合に、緊急的な治療管理を行った場合（3日限度）
所定疾患療養費Ⅰ	239 円/日	所定の疾病を発症した場合において投薬等の治療を行った場合（肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎、慢性心不全増悪）
所定疾患療養費Ⅱ	480 円/回	感染症対策に関する研修を受講している施設医が、（Ⅰ）を行った場合
認知症専門ケア加算Ⅰ	3 円/日	既定の研修等を終了した者を規定数配置等し、専門的な認知症ケアを行った場合
認知症専門ケア加算Ⅱ	4 円/日	（Ⅰ）に加え、指導者研修修了者を配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円/日	認知症の行動・心理状態が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に入所が必要となった場合（7日限度）

リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算Ⅰ	53円/月	(Ⅱ)に加え、多職種共同でリハビリ実施計画等の情報を共有している場合
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算Ⅱ	33円/月	医師等が共同してリハビリ実施計画を説明し、継続的にリハビリの質を管理している場合(厚生労働省に情報を提供)
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3円/月	褥瘡リスクを入所時に評価し、3か月に1回評価を行い、結果等を厚労省に提出。多職種が共同して計画的に管理した場合
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13円/月	(Ⅰ)の要件を満たし、入所時評価の結果、褥瘡がある方が治癒、または発生リスクがある方について、発生がない場合
認知症チームケア推進加算Ⅰ	150円/月	認知症介護の指導に係る専門研修等終了者を中心としたチームケアを実施している場合
認知症チームケア推進加算Ⅱ	120円/月	認知症介護に係る専門研修等終了者を中心としたチームケアを実施している場合
排せつ支援加算Ⅰ	10円/月	排泄に関して評価し、厚生労働省に提出し活用している。また多職種が協働し計画的に支援した場合
排せつ支援加算Ⅱ	15円/月	(Ⅰ)を満たし、入所時と比較して排便または排尿が改善し、またはおむつを使用から、おむつの使用なしに改善した場合
排せつ支援加算Ⅲ	20円/月	(Ⅰ)を満たし、入所時と比較して排便または排尿が改善し、おむつを使用から、おむつの使用なしに改善した場合
自立支援促進加算	300円/月	定期的に医学的評価を行い、支援計画等を策定し、当該情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効に活用している場合
安全対策体制加算	20円/回	組織的に安全体制が整備されている場合(入所時に1回)
協力医療機関連携加算	100円/月	協力医療機関と定期的に情報共有の機会があり、病状の急変等の場合の相談・診療・入院の体制を確保している場合
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100円/月	見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、生産性向上ガイドラインに基づき業務改善の成果が確認されている場合
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10円/月	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善の成果が確認されている場合
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10円/月	感染症法に規定する医療機関との間で新興感染症発生時の対応体制を確保し、研修または訓練1年に1回以上参加している場合
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5円/月	基準を満たした医療機関から、3年に1回以上、感染制御等の実地指導を受けている場合
新興感染症等施設療養費	240円/日	厚生労働大臣の定める新興感染症のパンデミック発生時等に必要に応じて対策・対応した場合
科学的介護推進加算Ⅰ	40円/月	入所者毎の基本的情報を厚生労働省に提出し、活用している場合
科学的介護推進加算Ⅱ	60円/月	入所者毎の基本的情報、疾病、服薬情報等を厚生労働省に提出し活用している場合
サービス提供体制加算Ⅰ	22円/日	介護福祉士の割合が80%以上、または勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上
サービス提供体制加算Ⅱ	18円/日	介護福祉士の割合が60%以上
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に9.7%加算		

## 【2】当施設として定めた利用料

食費(1日あたり) 2,170円

居住費(1日あたり) 個室:640円 多床室:520円

※上記「食費」及び「居住費」について、国が定める負担限度額段階(第1段階から第3段階まで)の利用者の自己負担額について《別添資料1》をご覧ください。

- \* 入所者が選定する特別な室料(1日につき) 1,060円  
個室(309 310 311 312)の利用を希望される場合にお支払いいただきます。ご希望に際しては、個室利用同意書の提出をお願い致します。尚、外泊時にも室料をいただくことになります。
- \* 日用生活品費(1日につき) 220円  
石鹸、シャンプー、ボディークリーム、ペーパータオル、おしぼり、歯磨き粉等の費用
- \* 教養娯楽費(1日につき) 90円  
レクリエーション、グループワーク等で使用する材料・物品・遊具等の費用
- \* 理美容代 有償ボランティアの美容師の方が不定期に施設へ来所しています。 2,200円  
※ ご利用の際は、別途お申込が必要です
- \* 個人用テレビ貸出料(1日につき) 165円
- \* 個人持込電気機器電源使用料①(1品目/1日につき) 165円 電気毛布・電気あんか等
- \* 個人持込電気機器電源使用料②(1品目/1日につき) 45円 持込テレビ・PC・携帯電話等
- \* エンゼルケア(処置代) 11,000円

※ おむつ類使用の方に関しましては、施設利用料におむつ代を含みますので、ご利用者のオムツ類にかかるご負担は一切ございません。

# 短期入所療養介護利用 料金表

## 【1】保険給付の自己負担額

### \* (介護予防)短期入所療養介護費

介護保険制度では要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分(1割)です。尚、一定以上所得のある方は2割または3割負担となりますので負担割合証をご確認下さい。

要介護度	【基本型】		【在宅強化型】	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要支援1	579円	613円	632円	672円
要支援2	726円	774円	778円	834円
要介護1	753円	830円	819円	902円
要介護2	801円	880円	893円	979円
要介護3	864円	944円	958円	1,044円
要介護4	918円	997円	1,017円	1,102円
要介護5	971円	1,052円	1,074円	1,161円

常時看護師による観察が必要な状態の方が、短期入所療養介護費を日帰りにてご利用いただいた場合、特定介護老人保健施設短期入所療養介護費として、提供時間に応じ算定されます。

3時間以上4時間未満	664円/日
4時間以上6時間未満	927円/日
6時間以上8時間未満	1,296円/日

## ◆ 各種加算料金

夜勤職員配置加算	24円/日	施設基準に適合して、夜勤を行う介護職員・看護職員を配置している施設に加算
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 I・II	51円/日	在宅復帰に向け、厚生労働省の定める在宅復帰・在宅療養支援等指標その他要件を施設側が満たした場合
個別リハビリテーション実施加算	240円/回	多職種が共同して作成した計画に基づき、個別リハビリテーションを行った場合
認知症ケア加算	76円/日	日常生活に支障を来すような症状・行動等があり、認知症専門等での介護が必要であると医師が判断した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	認知症の行動・心理状態が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に入所が必要となった場合(7日限度)
緊急短期入所受入加算	90円/日	介護支援専門員が緊急に短期入所サービスを受ける必要があると判断し、短期入所療養介護を行った場合(介護予防を除く)
若年性認知症入所者受入加算	120円/日	若年性認知症入所者を受入れ、ご本人の特性や希望を踏まえた介護サービスを提供した場合

重度療養管理加算	120 円/日	厚生労働大臣が定める状態にある、要介護 4・5 の方に対して計画的な医学的管理、療養上必要な処置を行った場合
利用者に対して送迎を行う場合	184 円/日	送迎を行うことが必要と認められるご利用者に対し、自宅と施設との間を送迎した場合
総合医学管理加算	275 円/日	治療管理を目的とした計画のない短期入所で、診療方針を定め投薬等を行い、かかりつけ医に対して情報を提供した場合
療養食加算	8 円/食	疾病治療の直接手段として、医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合
認知症専門ケア加算 I	3 円/日	既定の研修等を終了した者を規定数配置等し、専門的な認知症ケアを行った場合
認知症専門ケア加算 II	4 円/日	(I)に加え、指導者研修修了者を配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施した場合
緊急時治療加算	518 円/日	ご利用者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要な場合に、緊急的な治療管理を行った場合 (3日限度)
口腔連携強化加算	50 円/月	口腔の健康状態評価を、歯科医療機関及び介護支援専門員に対して情報提供した場合
生産性向上推進体制加算 I	100 円/月	見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、生産性向上ガイドラインに基づき業務改善の成果が確認されている場合
生産性向上推進体制加算 II	10 円/月	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善の成果が確認されている場合
サービス提供体制加算 I	22 円/日	介護福祉士の割合が 80%以上、または勤続10年以上の介護福祉士の割合が 35%以上
サービス提供体制加算 II	18 円/日	介護福祉士の割合が 60%以上
介護職員処遇改善加算(I)として当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に 9.7%加算		

**【2】当施設として定めた利用料** (表示金額は税込となっております)

食費(1日あたり) 朝食:540円 昼食:890円 夕食:740円  
 居住費(1日あたり) 個室:640円 多床室:520円

\*上記「食費」及び「居住費」について、国が定める負担限度額段階(第1段階から第3段階まで)の利用者の自己負担額について《別添資料1》をご覧ください。

\* 入所者が選定する特別な室料(1日につき) 1,060 円  
 個室(309 310 311 312)の利用を希望される場合にお支払いいただきます。ご希望に際しては、個室利用同意書の提出をお願い致します。尚、外泊時にも室料をいただくことになります。

\* 日常生活品費(1日につき) 220 円  
 石鹸、シャンプー、ボディソープ、ペーパータオル、おしぼり、歯磨き粉等の費用

\* 教養娯楽費(1日につき) 90 円  
 レクリエーション、グループワーク等で使用する材料・物品・遊具等の費用

\* 理美容代 有償ボランティアの美容師の方が不定期に施設へ来所しています。 2,200 円  
 ※ ご利用の際は、別途お申込が必要です

* <u>個人用テレビ貸出料</u> (1日につき)		<u>165円</u>
* <u>個人持込電気機器電源使用料①</u> (1品目/1日につき)	電気毛布・電気あんか等	<u>165円</u>
* <u>個人持込電気機器電源使用料②</u> (1品目/1日につき)	持込テレビ・PC・携帯電話等	<u>45円</u>

※ おむつ類使用の方に関しましては、施設利用料におむつ代を含みますので、ご利用者のオムツ類にかかるご負担は一切ございません。

## 「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が、「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階にある次のような方です。

### 利用者負担第1段階

生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方（別世帯の配偶者が住民税課税の場合対象外）

### 利用者負担第2段階

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得年金が80万円以下、かつ預貯金の合計650万(夫婦は1,650万円)以下の方

### 利用者負担第3段階①

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額が80万円超120万円以下、かつ預貯金の合計550万(夫婦は1,550万円)以下の方

### 利用者負担第3段階②

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額が120万円以上で、預貯金の合計が500万(夫婦は1,500万円)以下の方

- 利用者負担第4段階対象のご利用者であっても、一定の条件で負担軽減の対象となる場合がございます。制度の詳細につきましてはお住いの市町村窓口でお尋ねください。

### 負担額一覧表（1日当たりの利用料）

利用者負担区分	食費		利用する療養室のタイプ	
	施設入所	短期入所	多床室	従来型個室
利用者負担 第1段階	300円	300円	0円	550円
利用者負担 第2段階	390円	600円	430円	550円
利用者負担 第3段階 ①	650円	1,000円	430円	1,370円
利用者負担 第3段階 ②	1,360円	1,300円	430円	1,370円

## 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所名	老人保健施設 シルバーポートつかばら	サービスの種類	入所介護 短期入所療養介護 通所リハビリテーション
管理者氏名	桑原 一朗	苦情処理担当者氏名	竹内 信子 山田 健一 長谷川 光昭 清水 恒季 鳴澤 智之

1. ご利用者からの相談、苦情等に対する常設の窓口（具体的な仕組み等の説明）
 

管理者（施設長） 桑原 一朗 TEL：0267-64-1691  
 （施設看護師長） 竹内 信子

施設内苦情担当責任者 竹内 信子  
 ・ 入所サービス担当 長谷川 光昭、清水 恒季  
 ・ 通所サービス担当 山田 健一  
 ・ 会計、事務一般担当 鳴澤 智之
2. 苦情処理手順
  - ① ご利用者から苦情を受け付けた職員は、その内容を的確に把握し、報告書に記入した上で、苦情処理担当者 → 管理者へ報告する。
  - ② 管理者・苦情処理担当者は、報告書を吟味した上で、ご利用者に確認をとる。
  - ③ 苦情の内容により、講ずるべき措置について以下の関連諸機関と協議する。
    - イ) 佐久市高齢者福祉課またはご利用者の居住する市町村担当課
    - ロ) 担当民生委員
    - ハ) かかりつけ医
    - 二) 地域包括支援センター
    - ホ) 居宅介護支援事業所
  - ④ 事業所内部の話し合いで処理が可能な苦情については、スタッフ全員で講ずる措置について協議する。
  - ⑤ 協議結果を報告するため、苦情処理担当者がご利用者、ご家族に説明を行う。状況に応じて、ご自宅に赴き説明するとともに、誠意を持って謝罪する。
  - ⑥ ご利用者の理解・承諾が得られた場合、必要に応じて同意書に署名してもらう。
  - ⑦ 苦情処理報告書を協議した関連機関に提出し、ファイルに保管する。
  - ⑧ 市町村及び国保連の指導 調査に協力する。
3. 職員に対する苦情処理対応の研修計画等（年間の職場内研修及び職場外研修等）
  - ① 年間の職場内研修
    - ・ 年度初め、年度半ば、年度末を中心に年数回の苦情処理対応マニュアルの学習会を実施する。
    - ・ ご利用者からの苦情申立てがあった時点で、原因と対策について検討会を行う。
    - ・ 年4回実施する家族介護教室に於いて、ご利用者家族から意見・要望を伺う懇談会を実施して、ご利用者の生の声に接する機会を待つ。
    - ・ 年2回実施する第三者委員会に於いて、受け付けた苦情内容等について報告を行い、対応その他についてご意見を戴く。
  - ② 職場外研修
 

全国老人保健施設協会、長野県介護センター等が主催する研修会に、定期的に数名ずつ職員を派遣する。

〈別紙3〉

## 個人情報 の 利用 目的

( 2025年 6月 1日現在 )

老人保健施設シルバーポートつかばら では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### 〔老人保健施設内部での利用目的〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - 入退所等の管理
  - 会計・経理
  - 事故等の報告
  - 当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### 〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち・・・
  - 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
  - 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - 検査検体業務の委託その他の業務委託
  - 家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
  - 保険事務の委託
  - 審査支払機関へのレセプトの提出
  - 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

### 【上記以外の利用目的】

#### 〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- 当施設の管理運営業務のうち
  - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - 当施設において行われる学生の実習への協力
  - 当施設において行われる事例研究

#### 〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- 当施設の管理業務のうち
  - 外部監査機関への情報提供

